

労働相談Q&A

Q 従業員の誤発注で受けた損害に対する賠償の請求

従業員が、ミスにより発注数を間違え、不要な品物を買ってしまさざるを得なくなりました。当該従業員は、何度か誤発注をして会社に損害を与えてきましたので、今回は、その費用を全額本人に負担させたいと思いますが問題ないでしょうか。

A 労働基準法は、第16条で労働契約をする際に将来発生するかもしれない損害についてあらかじめ損害賠償する契約を結ぶことは禁止していますが、現実には発生した損害額について損害賠償請求を禁止しているわけではありません。損害賠償請求は可能ですが、いくつか注意すべき点があります。

まず、問題になるのは、従業員が通常求められる注意義務を尽くしているかどうかです。従業員が、十分に注意義務を尽くしているなら、業務中に日常的に発生する損害について、損害賠償義務は発生しないとされます。

一方、従業員に重大な過失や故意があるなら損害賠償義務を負うものと考えられます。

従業員に重大な過失や故意がある場合でも、損害額の全ての請求が認められるわけではありません。裁判では、全額が認められた事例はほとんどありません。茨城石炭商事件（最高裁昭和51年）では、「使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損害の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義側上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができる」とし、請求額の25%を認めました。

では、損害賠償を請求する場合、賃金や退職金と相殺することはできるのでしょうか。従業員の同意を得ずに相殺すると、労働基準法24条（賃金賃金の全額払）に触れますので、一方的な天引きは違法行為になります。

従業員の同意を得れば相殺は可能となりますが、注意が必要なのは、その同意が本当に自由意思に基づいてなされたかということです。最近の判例では、本人の自由な意思による同意が重視されていますので、合理的な理由が客観的に存在する場合に限り認められています。

従業員が支払いを拒否した場合は、裁判になると考えます。上記のとおり、従業員の同意を得ずに相殺すると労働基準法違反になりますし、強制的に取り上げれば刑法に触れることは言うまでもありません。

長崎県の最低賃金

長崎県 最低賃金	1時間 762 円	長崎県内の事業場で働くすべての労働者 (パート、アルバイト等を含む)とその使用者 に適用されます。 ただし、下記の業種については、 「 特定最低賃金 」が適用されます。
	効力発生日 平成30年10月6日	



使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

特定最低賃金	最低賃金額(1時間)	適用範囲等
	効力発生日	
はん用機械器具、 生産用機械器具 製造業	846 円 平成29年12月14日	1 適用範囲 (1)はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。) (2)生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業を除く。) 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ③書類等の事業所内集配又は複写の業務
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	785 円 平成29年12月29日	1 適用範囲 (1)電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。) (2)電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。) (3)情報通信機械器具製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。) ①手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ②軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
船舶製造・修理業、 船用機関製造業	846 円 平成29年12月15日	1 適用範囲 船舶製造・修理業、船用機関製造業 2 適用除外(下欄の3業種共通の他、以下。) 書類等の事業所内集配又は複写の業務
適用除外(3業種共通)	上記のほか次の労働者には「 長崎県最低賃金 」が適用されます。 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	

- ※1 最低賃金には次の手当は算入されません。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金
- ※2 特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の「管理、補助的経済活動を行う事業所」及び管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される「純粋持株会社」が含まれます。

あなたの賃金は大丈夫？

最低賃金特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは

厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ☎095-801-0033
または最寄りの労働基準監督署へ

県内企業と学生等との交流を支援します

大卒の新卒採用に困っている、求人票を出しても応募がない、企業説明会で人が集まらない
・・・etc.

現在、大卒採用については「空前の売り手市場」と言われており、中小企業にとって、新卒採用が非常に難しい状況です。一方、学生は県内企業の魅力を知ることもなく、県外への就職を決めているのが現状です。

このような状況を変えるには、学生が県内企業の魅力を深く理解し、「自分もそこで働いてみたい」と思えることが必要です。そこで県は、県内企業と学生等との接点作りを柱とし、早期の段階で県内企業が学生等と交流できる仕組みを作り、学生等がより深く県内企業を理解することで、将来の選択肢として県内就職が最優先となる状態を目指します。

■交流までの手順

① 交流メニューの登録

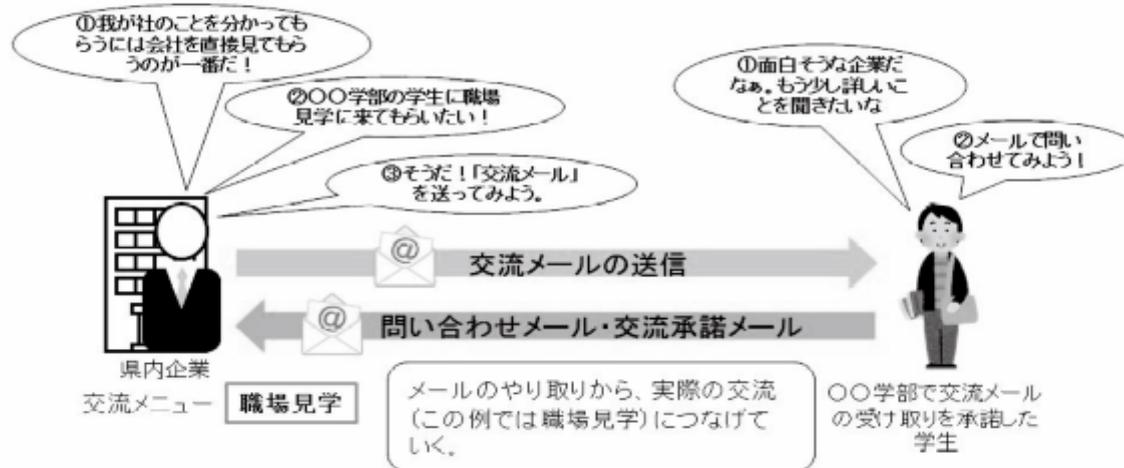
ながさき県内就職応援サイト「Nなび」の自社の登録情報に「交流メニュー」を追加登録して下さい。交流メニューとは学生と行う交流を具体的に示すもので、Nなび上で公開されます。(交流メニューの例：職場見学会・社内行事への参加・アルバイト募集など)

② 交流メールの送信

交流メニューを登録すると、学生の登録者を検索できるようになります。学生のプロフィールを確認し、アプローチしたいと思う学生には「交流メール」(企業から学生への交流の申込み)を送ることができます。ここでの学生は企業からの情報提供を受けることに同意した学生のみですので、企業からのアプローチを待っている学生ということができます。

③ 実際の交流へ

メールのやり取りで学生と合意すれば実際に交流を行います。交流する場所は自社でも可能ですが、県庁の協働エリアや大学内のスペースを「学生と県内企業の交流スペース」として利用することもできます。



■学生と県内企業の交流スペース

提供する交流スペースは県庁(長崎市尾上町)、大学内の利用可能スペースを予定しています。交流の内容や規模に応じ、最適な場所を調整いたしますので、申込み窓口：長崎県総合就業支援センター(TEL095-842-5424)へお問い合わせください。

■交流スペースのお申し込み・交流についてのお問い合わせ先

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2階・3階
長崎県総合就業支援センター
TEL：095-842-5424
FAX：095-849-0073

長崎県内大学・企業・就活情報紙 「エヌアール」



会社情報掲載のご案内

県内就職・進学率向上で、人口減少・若者の県外流出をストップ

◆媒体概要

- ターゲット → 大学生、高校生、保護者など
- 総発行部数 → 233,000部 [◎長崎新聞折込み/178,000部 ◎県内大学、高校に配布/55,000部]
- 体 裁 → タブロイド版20ページフルカラー ※月によりページ建て等変更になる場合があります。
- 発 行 日 → 平成30年5月～平成31年3月 ※発行を終えている月があります。
5月号＝4月26日 6月号＝5月30日 夏号(7・8月号合併)＝7月2日 9月号＝9月1日
10月号＝10月1日 11月号＝11月1日 12月号＝12月1日 1月号＝12月30日
2月号＝2月1日 春号(3・4月合併号)＝3月1日

◆掲載イメージ



◆県と長崎新聞社の共同企画 特別価格：12万5000円(税別)
※原稿制作・動画制作費含む ※ひと月に6社様同載

長崎県若者定着課・長崎新聞社 NR 編集部
原稿制作などの問い合わせは 電話 095-845-6855 長崎新聞社 NR 編集部 小山まで



長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト事業

将来の地域産業を担うリーダー的人材の確保・定着を進めるため、大学などを卒業後、対象業種^{※1}の県内企業に一定期間就業した若者に対し、産業界のご協力をいただきながら、学生時代に借りた奨学金の返済を支援しています。

平成29年度は、県内外の企業から約3,000万円のご寄付をいただき、総額約7,000万円を基金に積み立て、これにより、支援を希望する県内外の学生を支援候補者として認定しています。

一人でも多くの若者に県内へ定着していただくためには、産業界の皆様からのご寄付が欠かせませんので、本事業へのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

長崎県産業人材育成基金へのご寄付をいただいた場合、全額損金算入によって寄付額の約3割の税減効果が見込まれます。また、企業様のご希望を確認のうえ以下の企業PR^{※2}を実施します。



※感謝状贈呈式の様子



※学生と企業との交流会の様子

《対象産業・資格等》^{※1}

- ◆製造業(製造技術者等)
- ◆情報サービス業(情報処理・通信技術者)
- ◆建設業(建築・土木・測量技術者等)
- ◆観光関連産業(宿泊業、旅行業、観光関連団体等)
- ◆保険業、金融業等(県と立地協定を結んだ企業に限ります)
(総合職等、情報処理・通信技術者)

寄付金額	企業PR等 ^{※2}
100万円以上	○感謝状の贈呈及び贈呈式の実施(年数回・報道機関へも周知)
50万円以上	○感謝状の贈呈 ○支援候補者情報の提供 ※ご本人の了解をいただいた上で、氏名、住所、電子メールアドレス、学校名、学部学科名、卒業予定時期をお知らせします。 ○支援候補者が就職活動を行う時期に、求人情報を送信
30万円以上	○県主催合同企業面談会等への優先参加 ※全体枠に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。
10万円以上	○学生向けの募集チラシに企業名の掲載 ○県HPIに企業紹介文の掲載
3万円以上	○県HPIに企業名のご紹介と企業HPへのリンク ○Nなび(ながさき県内就職応援サイト)に寄付企業である旨の表示 ○県庁内システムで全職員へお知らせ

ご不明な点等ございましたら
お気軽にお問い合わせください。

お 問 い
合 わ せ 先

長崎県 産業労働部 若者定着課
TEL 095-895-2731 メール ashisuto@pref.nagasaki.lg.jp
担当:熊、佐々木(産業人材育成班)

シルバー人材センターをご利用ください！



〈仕事の発注にあたって〉 家庭・企業・公共団体等

■公益団体ですので、収益を目的にしていません。安心して仕事をお任せいただけます。

■インターネットで頼みたい仕事をお気軽にお申し込みいただけます。

シルバーしごとネット <http://shigoto.sjc.ne.jp>

■仕事は、センターが責任を持って完成または遂行します。

■会員は、臨時的かつ短期的な就業を条件にしていますので、ひとりの会員が長期にわたる就業はしておりません。ただし、特別な知識、技能を必要とする仕事については、継続的に就業することもできます。

■事業所の社員と混在して就業することや、発注者の指揮命令の下で就業する仕事は、職業紹介事業やシルバー派遣事業として利用することができます。

■高齢者の就業ですので、危険・有害な作業を内容とする仕事は、お引き受けしておりません。

長崎市シルバー人材センター	095-842-9500	佐世保市シルバー人材センター	0956-24-4045
島原市シルバー人材センター	0957-63-7222	諫早市シルバー人材センター	0957-24-5183
大村市シルバー人材センター	0957-52-5225	平戸市シルバー人材センター	0950-22-3100
松浦市シルバー人材センター	0956-72-5500	壱岐市シルバー人材センター	0920-47-5200
五島市シルバー人材センター	0959-72-4680	西海市シルバー人材センター	0959-22-9086
雲仙市シルバー人材センター	0957-37-6777	南島原市シルバー人材センター	0957-72-7065
長与・時津シルバー人材センター	095-887-0800	波佐見町シルバー人材センター	0956-27-6101
対馬市社会福祉協議会厳原支所	0920-52-1169	川棚町社会福祉協議会	0956-82-2121
新上五島町シルバー人材センター	0959-52-2208		

ご利用の際は、お近くのシルバー人材センターにお問い合わせください

もっと身近に、もっと便利に、みなさまの施設 長崎県勤労福祉会館

指定管理者：株式会社トラスティ建物管理

長崎県勤労福祉会館は、勤労者の皆様方の文化、教養及び福祉の向上を図るために設置されたものです。

会議や研修、各種発表会、ギャラリー、教室、講演会等どなたでもご利用いただけます。

- 利用申込方法：電話、FAX、インターネットにて予約をお受けいたします。
- 各会議室で光ケーブルによるインターネットがご利用できます(無料)

《施設利用料(単位：円)》

	定員 (2名掛け)	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	空調利用料 1時間
		9~12	13~17	17~21	9~17	13~21	9~21	
4F	第2中会議室 69(48)	2,190	2,970	3,930	4,540	6,120	7,530	270
	第3中会議室 63(40)							
	2・3合併使用 132(88)	4,380	5,940	7,860	9,080	12,240	15,060	
3F	大会議室 72(48)	2,970	4,390	5,180	6,290	8,490	10,840	400
	小会議室C 36(24)	1,720	2,190	2,810	3,140	4,230	5,330	160
2F	講堂 252(168)	7,860	11,170	13,980	16,810	22,320	27,990	1,160
	小会議室A 24(16)	1,720	2,190	2,810	3,140	4,230	5,330	160
	小会議室B							
1F	多目的室 30(20)	1,720	2,190	2,810	3,140	4,230	5,330	
	小会議室D 24(16)							1,720



- 開館時間 午前9時から午後9時まで
- 閉館日 12月29日から翌年の1月3日まで
- 住所 〒850-0031 長崎市桜町9-6
- TEL 095-821-1456
- FAX 095-821-1458
- URL <http://nagasaki-kinrou.jp/>



高齢者雇用事例の紹介①

長崎県内で積極的に高齢者を雇用している企業の好事例をご紹介します。

自由度のある就業形態で働きやすい職場

株式会社旭屋

■所在地	長崎県西彼杵郡時津町
■業種	製造業（紙器製造業）
■事業内容	紙製貼箱の製造、販売等
■設立年	昭和28年
■従業員数	121人（うち65歳以上5人）
■高齢者雇用制度	定年60歳（65歳まで1年毎継続雇用。 ただし、希望者はその後も就労可）



高齢者雇用の背景

弊社の企業活動である紙器製造業は、他の製造業と比較しても年齢、性別を問わずして多くの方々に参加していただけるものであるということが前提としてあります。近年、高齢者の方々が就労意欲の高い方々や紙器製造に興味がある方々が多くいらっしゃるということもあり、そのような方々に積極的に当社の企業活動に参加してもらいたいと思うからです。

高齢者雇用に係る取組み

就業形態の自由度は高いです。社員、パート（フルタイム）、パート（短時間）という3つの就業形態に加え、内職スタッフ（請負）の形も導入しながら高齢者の方々に最大限自分に合ったものをお選びいただいています。また、工場や事務所内の安全衛生の充実のために、会社全体で5S活動や安全衛生活動等を積極的に行い、高齢者の方々のみならず全ての方々が働きやすい環境づくりに努めています（5S活動は期末に表彰もあります）。



幅広い世代が共に活躍しています

ひとこと 68歳職員（在職23年）

株式会社旭屋では、年齢を重ねていっても取り組める仕事があり、自分のやる気さえあれば年齢に関係なく長く働くことができるところが良いと思います。就業形態をできる限り自分の希望に合わせてもらえることも魅力の一つです。また、実際に会社に来て働くことで体を動かしたり周りの方々と触れ合うといったことが心身の健康を保つことにも繋がっているように感じます。

高齢者雇用事例の紹介②

経験豊富な高齢者は地域にも貢献

株式会社松尾青果

■所在地	長崎県南島原市
■業種	飲食料品卸売業
■事業内容	農産物の卸販売
■設立年	昭和53年
■従業員数	58人（うち65歳以上11人）
■高齢者雇用制度	定年65歳（定年後、希望者全員年齢の上限なく再雇用）



高齢者雇用の背景

人手が不足している状況で、経験豊かな高齢者や外国人技能実習生等の活用が必要となりました。高齢の社員には技能実習生へ丁寧に指導してもらっており、食事の面倒を見ることも。

社員は家族。そして地域に貢献するため、年齢や性別に関係なく、安心して働き続けられる組織を目指しています。

高齢者雇用に係る取組み

カメラ方式コンピュータ選果機の導入等で高齢の社員の作業負担を軽減しています。

夏季は高齢者の多い現場作業を涼しい時間帯に行うために、サマータイム制（5時～11時半勤務）を採用。冬季は寒さの厳しい午前中は室内作業とし、午後も明るいうちに帰宅できるようにしています。

勤務表には自由に休みを自己申告で入れられるようにし、風邪や腰痛、腹痛・入院等に記号をつけ、社員の勤務状況と健康状態を同時に把握します。

2ヶ月に1回、全員参加のコンパ（松栄会）を開き、役職関係なく意見を交わすことで、風通しの良い職場にしています。

農業生産法人を設立し、地域の人手の足りない農家に経験豊富な高齢社員を派遣し収穫の支援等を行っています。



レタスの収穫風景

ひとこと 岩下千代二さん(65歳)

年齢や体力に応じた作業内容（軽作業）をさせていただいているので仕事を続ける事が出来ます。休みが自己申告によって取れるのも魅力のひとつです。



話聞へんやっ

話聞くよ?の首スジ
まわしと肩甲骨寄せ



よろしく
お願いします

休暇申請ふくらはぎ
ストレッチ



お先に
失礼します

時短勤務
バランス



ワークシェアひねり

ワーク・ライフ・バランスで
心も身体も企業も家族も幸せに!

今日も1日 ワーク・ライフ・バランス W・L・B体操で がんばろう!



飛び込むぞ!

飛び込みイメトレ
背筋ストレッチ



見つけた!
ムダ仕事!

ムダ発見
ワキ腹筋肉伸ばし



アイデア
あります!

アイデア出し肩ほぐし



押印フルスイング



OFF

消灯上腕筋運動



オツカし☆

上司率先帰宅モモ上げ

WLB体操をもっと知りたい方はこちら

九州・山ロワーク・ライフ・バランス



やりたいを 現実に

就職率 99.6%
県内就職率 86.6%

授業料 無料

入校日 平成31年4月8日

平成31年度 長崎県立高等技術専門校

入校生募集

— 長崎県を支える技術者になろう! —

推薦選考試験

願書受付期間	H30 9月 11日 (火) ～ 9月 25日 (火)	H30 10月 9日 (火) ～ 10月 23日 (火)
試験日	H30 10月 2日 (火)	H30 10月 30日 (火)
合格発表	H30 10月 9日 (火)	H30 11月 9日 (金)

一般選考試験

願書受付期間	H30 11月 21日 (水) ～ 11月 30日 (金)	H31 1月 25日 (金) ～ 2月 1日 (金)
試験日	H30 12月 6日 (木)	H31 2月 8日 (金)
合格発表	H30 12月 13日 (木)	H31 2月 15日 (金)

追加選考試験

願書受付期間	H30 11月 21日 (水) ～ 11月 30日 (金)	H31 1月 25日 (金) ～ 2月 1日 (金)
試験日	H30 12月 6日 (木)	H31 2月 8日 (金)
合格発表	H30 12月 13日 (木)	H31 2月 15日 (金)

応募資格等

※平成13年4月1日以前に生まれた者
自動車整備科及び長崎校の建築設計施工科については、高等学校卒業者(平成31年3月卒業見込みの者を含む)または高等学校卒業程度認定試験合格者(大学受験資格を有する者を含む)。
※推薦選考試験の対象者は平成31年3月高等学校卒業見込みの者。
※推薦選考試験及び一般選考試験で、定員を満たしていない科については、追加選考試験を行います。

詳しくは各校にお問い合わせ下さい。

長崎高等技術専門校

長崎県西彼杵郡長与町高田郷 547-21
☎095-887-5671

佐世保高等技術専門校

長崎県北松浦郡佐々町小浦免 1572-26
☎0956-62-3799



商業デザイン科訓練生がボスターデザインしました。

▼長崎高等技術専門校

科名	定員	訓練期間	推薦	一般
電気システム科	20名	2年	○	○
自動車整備科	20名	2年	×	○
建築設計施工科	20名	2年	○	○
機械加工・制御科	20名	2年	○	○
溶接技術科	30名	1年	○	○
商業デザイン科	20名	1年	○	○
観光・オフィスビジネス科	20名	1年	○	○
配管設備科	10名	7ヶ月*	○	○

※訓練期間を6ヶ月に短縮する場合があります。

▼佐世保高等技術専門校

科名	定員	訓練期間	推薦	一般
電気システム科	20名	2年	○	○
自動車整備科	20名	2年	×	○
OAビジネス科	20名	1年	○	○
建築設計施工科	20名	1年	○	○
機械技術科	20名	1年	○	○
溶接技術科	20名	1年	○	○
自動車塗装科	20名	1年	○	○